

台風・交通機関不通による臨時休校について

令和8年5月29日より

I. 台風等の非常災害による臨時休校について

- ① 午前7時以降10時までの間において、大阪府全域もしくは北大阪、兵庫県全域もしくは兵庫県南部・阪神に暴風警報もしくは暴風雪警報、大雨危険警報が発令中の場合は自宅待機とし、解除の2時間後より授業を行う。
- ② 午前10時以降も暴風警報もしくは暴風雪警報、大雨危険警報が発令中の場合は、臨時休校とする。
- ③ 上記以外の場合は、学校から特に指示をするときを除いて臨時休校としない。

II. 交通機関不通による授業の扱いについて

- ① 午前8時以降10時までの間において、阪急電車宝塚線が不通の場合は自宅待機とし、運転再開の2時間後より授業を行う。
- ② 午前10時以降も阪急電車宝塚線が不通の場合は、臨時休校とする。

臨時休校の場合には、代替補充授業を行うことがある。
考查日や行事日は別途指示することがある。

(注)阪急宝塚以外の交通機関が不通の場合や、登校が危険な場合は、無理をして登校することは不要。
後日担任に届け出て、登校できなかった正当な理由があることが認められれば出席扱いとなる。